

1問 民事裁判情報の管理は、そもそも国が行うべきだと考えるが、なぜ指定法人に行わせるのか、法務当局に問う。

- 本制度におけるデータベースの整備・運用に当たっては、大量の民事裁判情報に仮名処理等を行い、これを適切に管理する必要があり、時宜にかなったデジタル技術の活用を含む適正かつ効率的な業務運営が求められる。
- こうした業務の実施方法については、これまで民事裁判に関する情報の提供に大きな役割を果たしてきた民間において、知見が蓄積され、効率化を図るための技術開発も既に進められており、このような知見や技術を生かしてデータベースの整備・運用が行われることを期待して、本法律案では、法務大臣の監督する民間団体に行わせることとしたもの。
- これに対して、国がデータベースの整備・運用を行うこととした場合、所要の体制整備に相当のコストを要する上、知見や技術も必要となる。
- また、私人間の紛争の解決に係る民事裁判情報を行政機関が網羅的に収集・管理することや、国が当事者となる訴訟について一方当事者である国が仮名処理等の加工を行うことについては、業務の公正さなどへの懸念を招きかねない。
- これらに鑑み、本法律案においては、有識者検討会の報告書も踏まえて、基幹データベースの整備・運用を、国ではなく、法務大臣の監督する民間の団体に行わせることとしている。

(参考1) 業務効率化を図るための技術開発

「民事判決情報データベース化検討会」のヒアリングにおいて、次のように、判例データベース事業者（第2回）や公益財団法人日弁連法務研究財団（第5回）から、仮名処理を行うためのAI技術が開発されていることが紹介された。

○ 民事判決情報データベース化検討会第2回会議（令和4年11月16日実施）議事録

私どもではAIを手掛けておりますけれども、現在出来上がっているのが仮名処理プログラムですけれども、実はまだまだ実用化に至っておりません。ミスが多くて、結局全部、AIが機械処理したものをあと2回ぐらい二人でチェックしなければいけないということで、手間とコストがかかっています。ただし、始めから、ゼロから人間がやるよりはスピードが速いということには言えています。これが3年から5年経ったら、かなりAIの精度が上がってくると思いますので、そうしますと、最後はもちろん人間がチェックしなければいけないですけれども、かなりの部分で機械化できるところまでできております。

○ 民事判決情報データベース化検討会第5回会議（令和5年2月22日実施）議事録

財団のPTでは株式会社Legalscapeに委託しまして、AIを利用した機械処理で仮名処理ができるのか、仮名化前の民事判決情報について、どの程度の精度で仮名化ができるのかについて実証実験をしております。実証実験の詳細については時間の関係で省略させていただきますけれども、簡単に概要を御紹介しますと次のとおりでございます。まず、機械処理の流れとしては、大きく対象の語句の特定と、語句の属性の特定という2つのステップに分けて処理を行っております。対象の語句の特定は、対象となる文章の中から、例えば「山田太郎」といった仮名化する対象となる語句を特定するもので、言語処理分野の研究の中では固有表現抽出に当たります。次のステップの語句の属性の特定は、仮名化する対象の語句ごとに適切な仮名の記号に置き換える処理で、例えば「山田太郎」と別の箇所に出てくる「山田」という記載が同じ人であるという場合には同じ記号を付与し、その山田という人が別人であれば別の記号を付与するというような処理になります。これは言語処理分野の研究では関係抽出というものに当たります。実証実験の結果では、対象の語句の特定につきましては、仮名すべき

単語のうち実際に仮名化できた割合を再現率と言っておりますが、再現率につきましては94.5%、つまり5.5%ぐらいは仮名が漏れているということになります。仮名処理を実施した単語のうち、仮名化すべきであった単語の割合・精度につきましては93.4%という結果でございます。この精度というのは、つまり6.6%が仮名し過ぎということになります。最後の語句の属性の特定という面では、仮名対象のグループの一致割合・精度は98%という結果になっております。この実証実験の結果につきましては、今後カスタマイズすることによりさらに精度を向上させるということが可能であるものの、時間の経過とともに新しい個人の名前が出てくる等の変化をすることがありますので、機械処理だけで100%仮名化を行うということは不可能であって、機械処理後に人手により確認・修正作業を行うことが不可欠だろうというふうに言われております。

(参考2) デジタル社会の形成に当たり民間が主導的役割を担うものとされていること

デジタル社会形成基本法第9条においても、デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国等はその形成の阻害要因の解消その他の環境整備を中心に行うこととされている。

○ デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）

（国及び地方公共団体と民間との役割分担）

第九条 デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスをいう。第二十九条において同じ。）における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。

2問 指定法人に民事裁判情報の管理を行わせるとしても、データは国産のサーバーに保管すべきであり、クラウドを使う場合でも、外資系事業者ではなく、国内完結すべきであると考えられるかどうか、法務当局の見解を問う。

- (委員御指摘のとおり、) 指定法人が取り扱う情報には、仮名処理前の訴訟関係者の氏名や住所等が含まれることになるため、情報漏えい等に留意しつつ、適切に管理する必要がある。
- 本法律案においては、指定法人の保有する民事裁判情報等に関する漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程の必要的記載事項としており、所要の提出書類等により、適切な情報セキュリティ対策が講じられているかについて審査することを想定している。
- 利用サーバー等に関しては、もとより適切な情報セキュリティ対策が講じられるべきものであるが、その管理運営等に外資系事業者が関与していることの一事のみをもって直ちに情報漏えいが懸念されるとまでは考えておらず、現時点で、利用サーバーの事業者等について限定を加えることは予定していない。
- いずれにしても、法務省としては、その時々の情報セキュリティに関する知見を踏まえた上で、個人情報等の取扱いに関して、指定法人において十分な安全管理措置が講じられるように業務規程の認可を適切に行うとともに、各種監督権限の行使を通じて、指定法人における民事裁判情報の適正な管理が徹底されるよう努めてまいりたい。

(参考1) ISMAP (イスマップ) について

「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」(Information system Security Management and Assessment Program) は、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、政府機関等(各府省庁等及び独立行政法人等)におけるクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とする制度で、令和2年6月に運用が開始された。

外資系事業者の運営するクラウドであっても、例えばAWS (Amazon Web Services) 等、2024年度にISMAPの認証を受けているものがある。

(参考2) 保有民事裁判情報等の管理(本法律案第6条第1項第3号)

指定法人が仮名加工民事裁判情報等の提供を適切に行うためには、当該情報を提供に適した状態に保つとともに、訴訟関係者の権利利益に配慮して本制度に対する国民の信頼を確保することが必要である。そのために指定法人が行うべき情報の管理としては、仮名加工民事裁判情報について電子判決書等の内容と齟齬がないように正確性を保つこと、訴訟関係者等の苦情の申出に応じて適切な処理を行って提供に適した状態に保つこと、保有民事裁判情報等の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の安全措置を講ずることが必要になる。

(参考3) 安全管理に関する事項(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・4(3)イ〔36ページ〕))

本検討会においては…民事裁判情報が「個人データ」に該当するか否かにかかわらず、情報管理機関には、国民の信頼に足りるだけの安全管理措置を講ずることが求められるとの意見があり、このような観点からは、民事裁判情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の民事裁判情報の安全管理のために必要な安全管理措置として、①業務マニュアルの整備等の組織的安全管理措置、②従業者に対する教育等の人的安全管理措置、③端末の盗難防止等の物理的安全管理措置及び④情報セキュリティ対策等の技術的安全管理措置を講じる必要があるほか、民事裁判情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合は、監督官庁に報告する必要がある。

ると考えられる。

(参考4) 指定法人による民事裁判情報管理提供業務の委託について

本法律案では、指定法人がその業務の一部を第三者に委託することを認めており(本法律案第14条)、委託に際して法務大臣の承認を要することとしているものの、委託先については特段の制限を設けておらず、関係法令に抵触することがない限り、より直接的に保有民事裁判情報を取り扱うこととなる業務委託についても禁止していない。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて

行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

(対^{大臣}・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年4月25日(金)衆・法務委
吉川 里奈 議員(参政)

3問 データベースを通じて多くの民事裁判情報が一次・二次の利用者に提供されると、個人の特定やプライバシー侵害のリスクが高まると考えられるが、こうしたリスクについて、法務大臣の所見を問う。

- 本制度により民事・行政事件の判決書^{がき}等が広く収録された民事裁判情報のデータベースを整備・提供することは、それを活用したより高度の法的サービスの提供等につながるものであり、広く国民一般の利益に資するものと考えている。
- 他方で、御懸念のようなリスクに対応するため、本法律案においては、民事裁判情報のうち個人を識別し得る情報にあらかじめ仮名^{かめい}処理を行うほか、訴訟関係者からの申出により追加的な仮名処理を行うこととし、これらを経た仮名加工民事裁判情報により基幹データベースを整備することとしている。
- もとより、プライバシー侵害のような人権侵害は決してあってはならず、個人を誹謗中傷する言動に



対しては、民事又は刑事上の法的責任の追及があり得るところであり、こうした既存の制度によっても訴訟関係者の権利利益の保護が図られるものと考えている。

- いずれにしても、法務省としては、御懸念のような事態にならないよう、本制度の運用状況を注視し、必要に応じて監督権の行使等を通じ、適切な運用に努めてまいりたい。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律

第五十七号) 第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。) の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二・三 (略)

四 料金に関する事項

五 苦情の処理に関する事項

六 (略)

3 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】